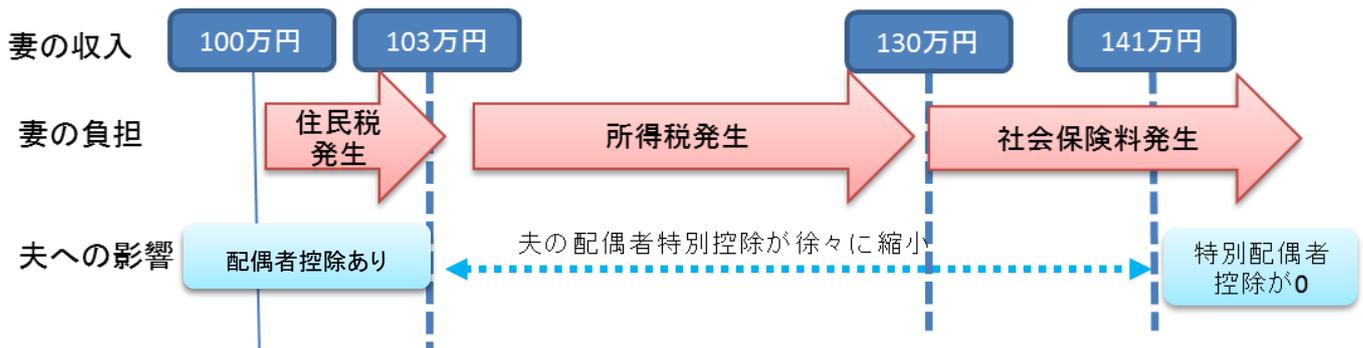


配偶者控除と年金の壁

内閣府は3月に、2060年に向けた長期の労働力人口予測を発表しました。出生率が大幅に回復し、北欧並みに女性や高齢者の労働参加が進んでも約50年で1170万人もの労働力人口が減るとの内容です。女性活用などが進まない場合、減少幅はさらに2782万人に拡大するそうです。安倍政権が女性の活躍推進を打ち出し、第3号被保険者や配偶者控除に見直し議論が出ています。背景には専業主婦の就労を促し、労働力人口の減少に歯止めを掛けたいとの思惑があります。ではその女性の就労の減速要因とみられている、三つの壁の問題を見てみましょう。



103万円と141万円の壁

まず最初に来る壁が「103万円の壁」、妻の給与収入が103万円を超えると妻本人に所得税がかかり、夫の**配偶者控除**が使えなくなることです。

配偶者控除は、年間の合計所得金額が38万円以下で、生計を同じにしている配偶者がいる場合は、所得税の計算をする時に、所得から控除を行います。所得が給与の場合は、給与所得控除額が65万円ありますので、38万円に65万円を足した103万円がボーダーラインとなります。

それを超えてもさらに**配偶者特別控除**があります。年間の合計所得金額が38万円を超えて「配偶者控除」が受けられなかったとしても、控除を受ける人(夫)のその年における合計所得金額が1000万円以下であること等の要件はありますが、妻の所得が76万円未満であれば、控除を受けられるというものです。年間所得76万円ということは、給与所得控除額の65万円を足して、年間収入141万円。これが「141万円の壁」と呼ばれるものです。

社会保険制度からは130万円の壁

公的年金の被保険者には、第1号:自営業者などの国民年金加入者、第2号:厚生年金(主に会社員)および共済年金(主に公務員)加入者、さらに第3号被保険者がいます。

この第3号被保険者の要件には、第2号に扶養されている配偶者で年収130万円未満という条件があります。パートで働く主婦も130万円以上稼ぐと第3号ではなくなり、自分で年金や健康保険の保険料を払わなければなりません。そうすると妻本人の負担が月2,3万円増えることになるので、家計の手取りが減ってしまいます。これが「130万円の壁」です。

2016年10月からはパートの厚生年金の適用が拡大されます。週30時間以上の勤務時間が20時間以上に緩和され、130万円の壁が106万円に下がります。それまで第3号だったパート主婦も基準を満たすと第2号になるので保険料を払わなければなりません。当初は大手企業に勤める約25万人が対象ですが、政府は先行き対象者を増やす考えのようです。

厚生年金に入れば受け取る年金額が増え、病気や出産の際には健康保険から手当が出るといったメリットもあります。これからは女性も、目先の手取りを重視するか、働きがいや将来の収入増を目指すか、自分のライフスタイルや家計の状況に見合った働き方を選ぶことになりそうです。